

事 務 連 絡

平成 23 年 8 月 26 日

都道府県宅建協会事務局 各 位

(社) 全国宅地建物取引業協会連合会

事 務 局

### 放射性物質が検出された下水汚泥を利用したセメント等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し、ご協力を賜り感謝申し上げます。

国土交通省より、別紙の通り、経済産業省から標記に関連する情報提供があったとの通知がありました。

この通知によると、6月16日に原子力災害対策本部が発表した「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」に基づき、セメント各社が製造している下水汚泥を利用したセメントについては、放射性濃度がクリアランスレベル以下（放射性物質として扱う必要がない）であり、その他の建材に関しても、現在のところ、問題が生じていないとのこととあります。

下水汚泥を利用したセメントを原因とする住宅販売等への影響については、文部科学省に設けられた原子力損害賠償紛争審査会の「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）の中で、製造業・サービス業等の風評被害についての指針と放射性物質が検出された上下水処理等副産物を原材料とした製品に関する指針が示されているとのこととあり、詳細については、別添の国土交通省の事務連絡をご参照願います

敬 具

### 記

#### 1. 添付書類

- (1) 国土交通省土地・建設産業局不動産業「放射性物質が検出された下水汚泥を利用したセメント等について」
- (2) 「放射性物質が検出された上下水処理等副産物の当面の取扱いに関する考え方」

※「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」については、文科省のホームページで下記のアドレスにおいて掲載しております。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/\\_icsFiles/afieldfile/2011/08/17/1309452\\_1\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2011/08/17/1309452_1_2.pdf)